

私が事務職として働く法律事務所では、東日本大震災の直後から募金活動、マスコミには報道されない地域へ支援物資を送る活動に取り組みました。また、大阪弁護士会から被災地へいち早く派遣された弁護士が何人も事務所におり、現地の様子が生々しく伝わり、被災者や被災地の自治体が自ら立ち上がるのを援助するだけではとうてい復興はありえないことを認識しました。そこで阪神淡路大震災以来、災害被害者支援のための立法化に尽力している津久井弁護士を招いて学習しましたが、今回、校友会から貴重な経験の機会を与えていただき、被災者支援は、憲法の課題であることを実感することができました。破壊されたままの状態からあまり変化の見られない沿岸部。そこに住み、営んでいた人々の考えを聞き取り、適切な支援と施策を実行するのはたいへんな労力でしょうが、それなくしては阪神淡路大震災の二の舞、『天然の地上げ』になりかねません。

これは東北の問題であると同時に、地震国日本に住む私たちの問題です。一般人に過ぎない私もしっかり考え、行動を続けたいと強く思いました。

1977年法学部卒業増田博子